

第7章 計画の推進

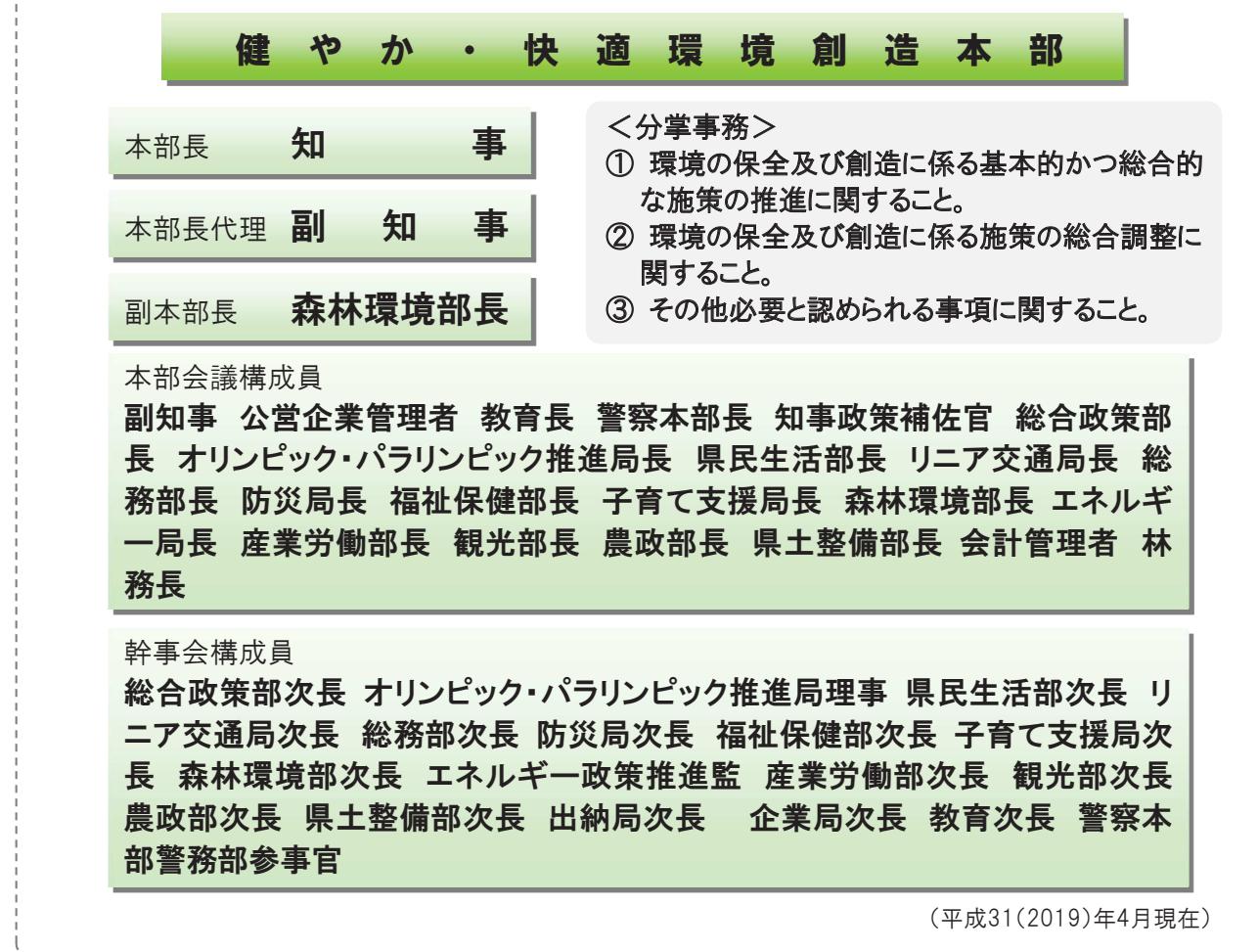
第1節 推進体制

1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内に設置した「健やか・快適環境創造本部」において、部

局間の相互の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

＜図7-1 健やか・快適環境創造本部の概要＞



2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等をとおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

3 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るために、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル※の考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をとおした進行管理を行います。

なお、本計画に関連する県計画等(山梨県廃棄物総合計画、山梨県緑化計画、山梨県鳥獣保護事業計画、山梨県地球温暖化対策実行計画 等)に係る施策及び事業の成果については、各計画において掲げた数値目標等による進行管理を行っているため、本計

画の進行管理においては、各計画における代表的な指標を取りまとめて、本県の環境全般に関する状況を把握することとします。

本計画の各施策が目標に向けて総合的に進められるよう、庁内に設置した「健やか・快適環境創造本部」において部局間の相互の連携を図りながら推進していきます。

また、本計画は県政運営の基本方針である県総合計画の環境分野の基本計画として位置付けられており、総合計画では、政策ごとに成果指標を設け、計画の進捗状況について総合的に評価を行っています。

こうした点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討します。

2 環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会※へ報告するとともに、広く県民、

事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。

<図7-2 計画の進行管理の概要>

